

ドッグラン利用規則

岐阜県動物愛護センター

多くの皆様に快適かつ安全に楽しんで頂くために、利用規則を守ってください。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 利用方法

- ① はじめてご利用の方は、利用者登録を行ってください。1頭につき1枚、登録カードを発行します。
- ② 2回目以降は、発行された登録カードを持参し、受付簿に記入してください。
- ③ 飼い犬には鑑札、狂犬病予防注射済票を必ず装着させてください。
(装着の確認ができない場合、ご利用をお断りさせていただくことがあります)
- ④ 登録カードの有効期間は1年間です。
更新する際は、新年度の「狂犬病予防注射済票」を確認の上、新たに登録カードを発行します。

2 利用できる犬の条件

- ① 鑑札、狂犬病予防注射済票を装着していること。
- ② 3種以上の混合ワクチンを過去1年以内に接種していること。
- ③ ノミ、ダニ、回虫などの内部・外部寄生虫が寄生していないこと。
- ④ 伝染性の皮膚疾患に罹患していないこと。
- ⑤ 飼い犬は噛みつきや威嚇行為など、他の犬や人に危害を与えないこと。
- ⑥ メス犬は発情していないこと。

3 注意事項

- ① 既に他の犬が入っている場合、犬同士の相性など、十分安全を確認してから入場してください。
- ② 入退場の際、扉の閉め忘れにご注意ください。
- ③ 排せつ物の処理は、飼い主の責任で行ってください。
- ④ 15歳以下の児童・生徒は、保護者同伴でご利用ください。
- ⑤ 必ず犬を制御できる人が同行し、目を離さないようにお願いします。
- ⑥ フリスビーやボールなど、投げるおもちゃを使用する際は、十分注意してください。
- ⑦ 犬の訓練等、営利を目的とした利用はできません。
- ⑧ 地面は碎石を使用していますので、場合によっては肉球を傷付ける恐れがあります。そのような症状が確認された際は、速やかに利用を中止してください。
- ⑨ 混雑時は、利用時間を10分程度とさせていただくことがあります。
- ⑩ 不注意等による事故やトラブルについては、当事者間で解決することとし、センターでは責任を負いません。
- ⑪ 場内での飲食は原則ご遠慮ください。
- ⑫ フェンスの高さは約1.2mになっています。飛び越えないよう注意願います。
- ⑬ 本規則で定められていない事項については、センターが決定します。

